

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年11月10日（水）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度第8回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年11月10日(水)午後4時00分から午後4時30分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

(1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について

(4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)について

(5) 報告第2号 農地改良届について

その他

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鈴木 一男

2番 上田 誠也

3番 前田 洋一

4番 相馬 安伸

5番 眞弓 一保

6番 青木 積

7番 東 慶子

8番 大竹 美鈴

9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 岩下久美夫

2番 山川 登

3番 阪田 典人

4番 坂本 孝則

5番 原 正輝

6番 相馬 和幸

7番 高木 浩義

8番 西岡 信幸

9番 相馬 竜介

(2) 欠席委員(0人)

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 荒木 博光

事務居職員 村上 学

農政課参事 高山 勇

令和3年度第8回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後4時00分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていた
いただきますようお願いいたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長（案） <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

（賛同の声）

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に6番 青木委員、7番 東委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上参事を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところでもあります。

それでは、議案の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：辛川字上乙若2721番 及び 2722番
地目：畑
面積：合計5,895㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を10月29日（金）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。現地調査の際にも、農機具等の所有を確認しております。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、以前より本申請地を賃借されており芝の作付けをされておられます。今後も引き続き芝を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、益城町に自作地5,060㎡を耕作されており、下限面積の条件を満たしております。加えて、熊本市や西原村などにおいても耕作をされているとのことです。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆2番委員

議案第1号の番号1について、2番推進委員が説明します。

申請人は熊本市に在住で、主に芝の作付けを行っておられます。以前から申請地を賃借されて芝を作付けされておられました。現地調査においてもしっかりと管理されていることを確認しており、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

(意見なし)

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：新山1丁目3190番273 外1筆

地目：田

転用面積：計1,103㎡

転用目的は、建築条件付売買予定地です。

権利は、所有権の移転です。

この議案につきましては、現地調査を10月29日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

ご覧のとおり現地は既に建築物が建っており、申請者より始末書の提出がっております。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

（水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存する農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に2以上の公共施設等（菊陽西小学校、かわの内科クリニック、こうのとり保育園 等）が存する農地で第3種農地であり、原則許可です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆9番委員

議案第2号の番号1について、9番委員が説明します。

本申請地は、事務局からの説明のとおり、周辺には菊陽西小学校、かわの内科クリニック、こうのとり保育園といった公共施設があり、宅地に囲まれております。

また、申請地は既に建築物が建っており、転用行為による周辺への影響は特段ないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

(質問無)

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より令和3年10月29日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。それでは、議案書のP4からP6をご覧ください。

今月は、
1の利用権設定が14件、33筆で合計68,706㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
(同意の声)

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の7ページをお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は7件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

以上で説明を終わります。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

（発言無）

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に報告第2号について事務局からの説明をお願いします。

■事務局

報告第2号については、農地改良届です。

申請人及び申請地は議案書のとおりです。

改良目的は、盛土で約1.2mの地上げです。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P11をご覧ください。

改良事業を受託している業者は■■の■■■■です。

以上で説明を終わります。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

（特に発言無）

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせ

ていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年11月10日

会 長

議事録署名人

議事録署名人